

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の
規格基準の一部を改正する件について（通知）

このことについて、令和4年8月30日付け生食発 0830 第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第12条の規定により、炭酸水素カリウムを省令別表第1に追加され、第13条第1項の規定により、炭酸水素カリウムの成分規格及び使用基準が設定された。
- (2) 法第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
エトキサゾール	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
トリフルミゾール	殺菌剤	農薬
1-ナフタレン酢酸	植物成長調整剤	農薬
フロメトキン	殺虫剤	農薬
ペルメトリン	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
ベンタゾン	除草剤	農薬
メトミノストロピン	殺菌剤	農薬

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

- (1) 炭酸水素カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

- (2) 炭酸水素カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 13 号に規定する果実酒又は同条第 14 号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものである。
- (3) 別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
（課長）久保田 耕史 （担当）河原 慎一郎
電 話 026-235-7155(直通)
F A X 026-232-7288
E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

生食発0830第1号
令和4年8月30日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第119号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第256号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

炭酸水素カリウムを省令別表第1に追加したこと。

2 規格基準告示関係

(1) 添加物関係

炭酸水素カリウムの成分規格及び使用基準を設定したこと。

(2) 残留基準値関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参

照)。

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬トリフルミゾール、農薬1-ナフタレン酢酸、農薬フロメトキン、農薬及び動物用医薬品ペルメトリン、農薬ベンタゾン並びに農薬メトミノストロビン

第2 適用期日

1 省令関係

公布の日から施行すること。

2 規格基準告示関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
エトキサゾール	すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも及びもも(果皮及び種子を含む。)
トリフルミゾール	ねぎ(リーキを含む。)、なす、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、いちご、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
1-ナフタレン酢酸	メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)及びなつみかんの果実全体
ペルメトリン	てんさい、ぶどう及びアボカド
ベンタゾン	米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えんどう、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野

農薬等	食品
ベンタゾン（続き）	<p>菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>

第3 運用上の注意

1 添加物関係

- (1) 炭酸水素カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。
- (2) 炭酸水素カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。

2 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するエトキサゾールとは、エトキサゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- σ -トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール、代謝物FA-1-1【4-クロロ- α , α -トリフルオロ- σ -トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものと及び塩基性条件下で代謝物FA-1-1に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する1-ナフタレン酢酸とは、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するフロメトキンとは、フロメトキンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するペルメトリンとは、*cis*-ペルメトリン及び*trans*-ペルメトリンの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するベンタゾンとは、ベンタゾンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定するメトミノストロピンとは、メトミノストロピンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

3 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬トリフルミゾール、農薬1-ナフタレン酢酸、農薬フロメトキン、農薬及び動物用医薬品ペルメトリン並びに農薬メトミノストロピンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

別紙

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小豆類	0.3	0.3
かんしょ	0.05	0.05
その他のきく科野菜	50	50
にら	○ 2	
みつば	15	15
なす	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.2	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり		0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2	
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	○ 20	
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.2	0.2
びわ		0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.1	0.1
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	0.1	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	0.5	0.5

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ぶどう	0.5	0.5
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.2	0.2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	15	15
ホップ	15	15
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の食用部分	0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
はちみつ	0.05	0.05

農薬トリフルミゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.7	0.7
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
とうもろこし	0.5	0.5
その他の穀類	0.7	0.7
かんしょ	○ 0.03	
こんにゃくいも	1	1
ごぼう	0.3	0.3
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.2	0.5
にんにく	0.3	0.3
にら	3	3
アスパラガス	0.5	0.5
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	0.5	0.5
パセリ	1	1
セロリ	15	15
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	● 0.8	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.3	0.3
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2	

農薬トリフルミゾール（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
メロン類果実	1	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	1	1
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	0.5	0.5
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	5	5
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	2	2
もも	1	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	9	1
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	● 0.8	1
ぶどう	2	2
かき	1	1
パパイヤ	1	1
パイナップル	2	2
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	1	1
茶	15	15
ホップ	8	8
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1

農薬トリフルミゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	● 0.02	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.02	0.05
鶏の腎臓	● 0.02	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.05
鶏の食用部分	● 0.02	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.02	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類	0.3	0.3

農薬1-ナフタレン酢酸（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03	0.03
メロン類果実	0.03	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02	0.03
みかん	0.03	0.5
みかん（外果皮を含む。）	4	0.5
なつみかんの果実全体	● 4	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.1	0.1
マンゴー	○ 0.02	

農薬1-ナフタレン酢酸 (続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の果実	0.1	0.1
その他のスパイス	○ 30	20

農薬フロメトキン (殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	5	5
はくさい	2	2
キャベツ	0.5	0.5
カリフラワー	6	6
ブロッコリー	6	6
その他のきく科野菜	○ 40	
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	1	1
にんにく	○ 0.05	
にら	6	6
アスパラガス	0.7	0.7
わけぎ	2	2
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.3	
すいか (果皮を含む。)	0.7	0.7
ほうれんそう	2	2
みかん (外果皮を含む。)	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
マンゴー	0.5	0.5
茶	5	5
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	○ 25	2

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	2	2
とうもろこし	2	2
そば	2	2
その他の穀類	2	2
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.01	0.01
てんさい	● 0.05	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.5	0.5
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	15	15
西洋わさび	0.5	0.5
はくさい	5	5
キャベツ	5	5
芽キャベツ	1	1
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	10	10
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 40	20
ごぼう	1	1
アーティチョーク	5	5
エンダイブ	0.05	0.05
しゅんぎく	3	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20	20
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.05	0.05

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にら	0.05	0.05
アスパラガス	3	3
わけぎ	0.02	0.02
その他のゆり科野菜	0.5	0.5
にんじん	0.1	0.1
パセリ	0.1	0.1
セロリ	2	2
トマト	○ 4	1
ピーマン	4	4
なす	1	1
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.7	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	0.5
その他のうり科野菜	2	2
ほうれんそう	5	5
オクラ	3	3
しょうが	0.7	0.7
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	3	3
マッシュルーム	0.1	0.1
その他の野菜	3	3
みかん（外果皮を含む。）	3	3
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	2	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5	5
もも（果皮及び種子を含む。）	7	7
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	7	7
いちご	1	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	3	3
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	● 7	8
かき	4	4
キウイー（果皮を含む。）	10	10
アボカド	● 1	5
その他の果実	5	5
ひまわりの種子	1	1
ごまの種子	2	2
綿実	0.5	0.5
なたね	0.05	0.05
その他のオイルシード	1	1
くり	0.03	0.03
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	20	20
コーヒー豆	0.05	0.05
ホップ	50	50
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	20	20
牛の筋肉	1	1
豚の筋肉	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1	1
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦粉（全粒粉に限る。）	2	2
小麦粉（全粒粉を除く。）	0.5	0.5
小麦はい芽	2	2
小麦ふすま	5	5
大豆油	0.1	0.1
ひまわり油	1	1
綿実油	0.1	0.1

農薬ベンタゾン（除草剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.05	0.2
小麦	● 0.02	0.2
大麦	● 0.05	0.2
ライ麦	● 0.05	0.2
とうもろこし	● 0.02	0.2
そば	● 0.01	0.1
その他の穀類	● 0.1	0.2
大豆	○ 0.5	0.05
小豆類	○ 0.5	0.2
えんどう	● 0.5	1
そら豆	○ 0.5	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.5	0.5
ばれいしょ	0.1	0.1

農薬ベンタゾン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.05
その他のきく科野菜	○ 0.1	0.05
たまねぎ	● 0.1	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	2
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	● 0.05	2
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 0.1	0.05

農薬ベンタゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
セロリ	○ 0.1	0.05
みつば	○ 0.1	0.05
その他のせり科野菜	○ 0.1	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.5
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	○ 2	0.5
未成熟いんげん	● 0.01	0.2
えだまめ	○ 0.08	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	○ 2	0.1
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.02
すもも（ブルーンを含む。）	●	0.02

農薬ベンタゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
うめ	●	0.02
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	● 0.02	0.1
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.5
その他のハーブ	● 0.1	2
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05

農薬ベンタゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	● 0.01	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.05
牛の肝臓	● 0.04	0.05
豚の肝臓	● 0.04	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.04	0.05
牛の腎臓	○ 0.08	0.05
豚の腎臓	○ 0.08	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.08	0.05
牛の食用部分	○ 0.08	0.05
豚の食用部分	○ 0.08	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.08	0.05
乳	● 0.01	0.05
鶏の筋肉	● 0.03	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.03	0.05
鶏の脂肪	● 0.03	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.03	0.05
鶏の肝臓	○ 0.07	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.07	0.05
鶏の腎臓	○ 0.07	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.07	0.05
鶏の食用部分	○ 0.07	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.07	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05

農薬メトミノストロピン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
マンゴー	○ 1	
魚介類	0.3	0.3

脚注

※○：令和4年8月30日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和5年8月30日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

